

令和 3 年 9 月 1 6 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

第 6 3 号議案 古賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

公職選挙法に基づき、古賀市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関して必要な事項を条例で定めるもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 選挙運動用自動車の使用は、選挙運動期間の 7 日間が対象となる。契約形態は 2 種類あり、一般運送契約についてはハイヤー等が該当し、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手雇用の一括契約で、1 日の限度額が 6 万 4, 5 0 0 円となる。一般運送契約以外の契約は個別で、レンタカー等が該当する自動車借入契約、燃料供給契約、運転手雇用契約となり、1 日の限度額はそれぞれ 1 万 5, 8 0 0 円、7, 5 6 0 円、1 万 2, 5 0 0 円となる。
- 2 ビラの作成については、1 枚の限度額が 7 円 5 1 銭で、限度枚数は市議会議員選挙が 4, 0 0 0 枚、市長選挙が 1 万 6, 0 0 0 枚となる。
- 3 ポスターの作成については、1 枚の限度額が 4, 1 7 9 円で、限度枚数はポスター掲示場分の 8 5 枚となる。
- 4 公費負担の仕組みだが、候補者と事業者で有償契約を締結し、候補者は、市選挙管理委員会に契約の届出書、確認申請書を提出。市選挙管理委員会は、内容を確認し、候補者に確認書を渡す。候補者は、事業者の確認書と実際使用した証明となる証明書を渡し、事業者は市選挙管理委員会に供託物の没収がないかを確認した上で、市に対し代金の請求を行い、その後市が事業者へ直接代金の支払いをする。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第64号議案 古賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を条例で定めるもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の第13条において、地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、今回、必要性を感じて条例化するもの。
- 2 条例第2条の定義の「市の機関」は、ほぼすべてを網羅しているが議会は除かれている。
- 3 市民が誰でも、いつでも、どこからでも申請ができるようになる。
- 4 電磁的記録は、ハードディスク、U S B等の記録媒体に記録されることを指す。
- 5 福岡県の市町村が共同調達している申請システムを使用した申請になり、情報漏えいについては万全の対策が講じられている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。